

高等学校学習指導要領の構成

第1章 総則

教育課程編成の一般方針、各教科・科目及び単位数、各教科・科目等の履修、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数、内容等の取扱いに関する共通的事項、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項等について規定

第2章 各学科に共通する各教科

各教科・科目ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報

第3章 主として専門学科に設置される各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特別活動

青字は、高等学校に固有の観点

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、高等学校学習指導要領全体及び総則はどのような構造や表現とすることがふさわしいか

第1款 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- ・道徳教育・体育・健康に関する指導
- ・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

第2款 各教科・科目及び単位数等

- ・卒業までに履修させる単位数等
- ・各教科、科目及び総合的な学習の時間な学習の時間の単位数等
- ・学校設定教科、科目

第3款 各教科・科目の履修等

- ・各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間
- ・専門学科、総合学科における各教科・科目の履修等

第4款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

1. 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成
2. 各教科・科目等の内容等の取扱い
3. 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項
 - ・各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導
 - ・各事項のまとめ方や重点の置き方の工夫
 - ・義務教育段階での学習内容の確実な定着
 - ・道徳教育の全体計画の作成
4. 職業教育に関して配慮すべき事項
 - ・普通科における配慮事項・専門学科における配慮事項
 - ・進路指導等の充実

5. 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

- ・言語活動の充実・個々の生徒の特性等の伸張
- ・生徒指導の充実・キャリア教育の推進
- ・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- ・個に応じた指導の充実・学習の遅れがちな生徒などへの配慮
- ・障害のある生徒などへの配慮
- ・海外から帰国した生徒などへの適切な指導・情報モラル、情報活用能力
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実・部活動の意義と留意点
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
- ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

第6款 単位の修得及び卒業の認定

- ・単位の修得の認定・卒業までに修得させる単位数
- ・各学年の課程の修了の認定

第7款 通信制の課程における教育課程の特例

論点整理を踏まえて追加又は整理すべき視点(例)

学校生活の核となる教育課程の意義

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

高等学校の教育課程全体を通じて育成する資質・能力

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等

(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見通し・振り返り・繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

部活動の位置づけ

キャリア教育の視点

生徒指導、進路指導

前文

⇒「社会に開かれた教育課程」の考え方に基づき、教育課程の意義について示す

第1款 高等学校の教育課程の基本

⇒資質・能力の三つの柱に沿った高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力を示す

1 教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標

2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成

- ・「確かな学力」 学力の3要素、生徒の学習習慣の確立
- ・「豊かな心」 道徳教育
- ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導
- ・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

3 高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力

第2款 教育課程の編成における共通的事項と特例

1 各教科・科目及び単位数等

- ・卒業までに履修させる単位数等
- ・各教科、科目及び総合的な学習の時間な学習の時間の単位数等
- ・学校設定教科、科目

2 各教科・科目の履修等

- ・各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間
- ・専門学科、総合学科における各教科・科目の履修等
- ・職業教育を主とする専門学科における各教科・科目の履修等

3 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

4 単位の修得及び卒業の認定

- ・単位の修得の認定・卒業までに修得させる単位数
- ・各学年の課程の修了の認定

5 通信制の課程における教育課程の特例

第3款 各学校における教育課程の編成

⇒カリキュラム・マネジメントの三つの側面に留意し、各学校において教育課程を編成することについて示す

1 カリキュラム・マネジメントの実現

- ・各学校・学科における教育目標、育成すべき資質・能力の明確化
- ・教育目標を踏まえた教育課程の編成
- ・地域社会と連携した教育課程の編成
(※「社会に開かれた教育課程」の視点
 - ①教育課程を介した目標の地域との共有
 - ②育成すべき資質・能力の明確化
 - ③社会との共有・連携)

2 中学校との接続

3 義務教育段階での学習内容の確実な定着

4 横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係

5 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

6 各教科・科目等の内容等の取扱い

7 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

- ・各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導
- ・各事項のまとめ方や重点の置き方の工夫
- ・職業教育に関して配慮すべき事項
- ・道徳教育の全体計画の作成

第4款 教育課程の実施と学習の評価

1 見方・考え方を働かせた学習指導の充実

- ・見方・考え方を働かせた深い学び、対話的な学び、主体的な学び
- ・言語活動の充実
- ・個々の生徒の特性等の伸張
- ・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- ・個に応じた指導の充実
- ・学習の遅れがちな生徒などへの配慮
- ・情報モラル、情報活用能力
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実

2 学習評価を通じた教育課程及び学習指導の改善

- ・各教科等の目標に応じて評価を行う
- ・各学校において目標を定め、観点別に評価を行う
(※各教科等の観点は示さない)
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上

第5款 特別な配慮を必要とする生徒への指導

⇒障害のある生徒への指導など特別な配慮を必要とする児童への指導の在り方について示す

1 障害のある生徒などへの配慮

2 海外から帰国した生徒などへの適切な指導

第6款 学習活動の充実のための基盤

⇒学級経営やキャリア教育など、高等学校の学習活動の充実の基盤となる留意事項について示す

1 学校における学習活動の基盤

- ・学級経営の充実
- ・キャリア教育の推進
- ・進路指導等の充実
- ・生徒指導の充実
- ・部活動の意義と留意点

2 家庭・地域との連携

- ・家庭や地域との連携
- ・障害のある児童生徒との交流及び共同学習
- ・高齢者などの交流の機会

別紙 各教科等の見方・考え方

⇒各教科等の学習において働くべき考え方・育成する見方・考え方の一覧を示す